

内閣参甲第四七号

昭和二十三年四月六日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出外國人投資待遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十三年四月六日

參議院議員小川友三君提出外國人投資待遇に関する質問に対する答弁書

一、我國經濟の現状はその再建のために外國の援助を必要不可欠とする。この場合外國の援助として大きな役割を期待されるものは輸出入回轉基金、米國政府の占領地域救済資金及び占領地域復興援助資金等對政府クレディットであるが、この外民間外資の導入も強く要望される。一般にも民間外資の導入といわれるものの形態としては

(一) 我國において外國人が自己經營による投資を行う場合又は株式の所有等によつて日本の企業に參加する場合

(二) 貸付その他信用の供與を行う場合等が考えられること御説の通りである。

二、このように外資の導入は我國現下の基本的要請であるとの見地から政府はこれを最重要國策の一つとしてこれが実現に努力する所存である。

特に日本經濟再建のために緊要な部門への投資については極力その導入を図りたい。そのために外資

導入の受入体制についても、目下各省各廳協力して研究しつつあり、その障害となる諸点は速かにこれを排除し、できるだけその導入を容易ならしめるよう鋭意研究中であつて、極力趣旨に沿うように適切な措置を講ずる所存である。